

羽曳野市立埴生南小学校いじめ防止基本方針

羽曳野市立埴生南小学校

第1章 いじめの防止に関する本校の考え方

1. 基本方針（理念）

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼすものである。いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、在校児童全ての人権にかかわる重大な問題である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも、起こりうるものであることという基本認識にたち、日頃から児童が出すシグナルを見逃さずに早期発見と早期解決に努めることが重要である。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず児童の気持ちに寄り添い、思いを重ねながら相談に応じることが大切である。その一貫した全教職員の姿勢と学校全体での組織的な取り組み（チーム対応）が、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになり、いじめを許さない校風を創るものであると考えます。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、全教職員自身が、一人ひとりの児童をそれぞれ多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を育み、支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。さらに、全教職員自身が、鋭い人権感覚・感性と『ともに学びともに育つ』スキルを身につけることが求められていることを認識しなければならない。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、全教職員が総力をあげて組織的に対応するものである。いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるよう指導を行うものとする。

その際、「いじめはいけない」ではなく「一人ひとりの人権尊重や仲間づくり、集団づくり、居場所づくりからいじめをなくす」という観点を持って指導にあたる。

また、いじめ防止は、児童を中心に据え、教職員・保護者・地域の三者（場合によっては、専門家等関係諸機関と連携）が協働して取り組む必要がある、そのことによっていじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない校区教育文化が醸成される。

本校の学校教育目標は「豊かな心、確かな学力、健やかな体を備え、夢をいだける子どもの育成～一人ひとりのこどもが輝く教育の創造～」である。この目標を達成するために、児童の安全が確実に確保され、安心して通い、学びあえる学校づくりを一層構築するよう、いじめ防止基本方針をここに定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめの未然防止等の対策のための組織

①組織名〔 問題行動対策委員会（いじめ） 〕

②構成員

校長、教頭、児童学級担任、児童学年主任、児童前担任、生活指導部長、養護教諭
（羽曳野市立河原城中学校SCや府SSW等の専門家、羽曳野市子育て支援課相談員）
SC(スクールカウンセラー)…教育機関において心理相談に応じる専門家
**SSW(スクールソーシャルワーカー)…家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、
児童を取り巻く環境を調整する専門家。**
**SSW(スクールソーシャルワーカー)サポーター…SSW と連携を図りながら、校内の情報を知りケー
ス会議に役立てる専門家**

③役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応（報告・連絡・相談を密に・記録）
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画（令和3年度）

羽曳野市立埴生南小学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	4年
4月	保護者への相談窓口周知・児童への相談窓口周知・家庭訪問（家庭での様子の把握）			
	「クレヨンのくろくん」集 団づくり			
5月	中学校区SCの相談窓口の周知・マッピング			
	道徳「ふわふわ言葉ちくちく言葉」		悲田院交流	
6月	生活アンケート			
			青山ディサービス交流	道徳「わたしが見つけた小さな幸せ」
7月	個人懇談			
	遠足	遠足	遠足	遠足
9月	生活アンケート・集団づくりワーク・マッピング			
				道徳「わたしとさおりちゃん」
10月	運動会			
		1.2年合同遠足 お父さんの仕事		支援理解教育
11月	校外学習・学習参観・懇談会			
	保幼小交流		異文化交流（チャング体験）	社会見学
12月	個人懇談会・			
1月	生活アンケート			
	生活科「昔あそび」	生活科「大きくなった自分をふりかえろう」		
2月	・学習参観・懇談会			
		支援理解教育	ミートセンター見学	社会見学
3月	お別れ集会			
	新一年生を迎える会			

	5年	6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知・児童への相談窓口周知・家庭訪問 (家庭での様子の把握)		「学校いじめ防止基本方針」年間計画の確認、生活指導交流
5月	中学校区SCの相談窓口の周知 マッピング		「学校いじめ防止基本方針」の更新 生活指導交流
6月	生活アンケート 道徳「転校生がやってきた」	道徳「ばかじゃん」	生活指導交流 スクリーニングシート、
7月	個人懇談		生活指導交流 児童会による劇「夏休みの過ごし方」
9月	生活アンケート 集団づくりワーク・マッピング		生活指導交流
10月	運動会		生活指導交流
		道徳「言葉のおくりもの」 修学旅行	
11月	学習参観・懇談 防犯教室 道徳「心のレシーブ」		生活指導交流 スクリーニングシート
12月	個人懇談会・長期休暇前いじめ等相談窓口の周知		生活指導交流 児童会による劇「冬休みの過ごし方」
		防犯教室	
1月	生活アンケート		生活指導交流
2月	学習参観・懇談会 道徳「友の命」		生活指導交流 スクリーニングシート
3月	お別れ集会		生活指導交流

5. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

問題行動対策委員会は、生活アンケートを実施した後の生活指導部で年3回、検討会議を開催し、具体の子どもの現状報告を行う。また、取り組みの進捗状況について意見交換を行い、具体の方針を決める。さらに、いじめの対処がうまくいかないケースの検証や必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

6. 教職員の資質向上のための研修計画等

教職員研修の内容・講師	<ul style="list-style-type: none"> ① 人権感覚の育成のために毎年1回外部講師を招聘して研修を行う。 ② 学校教育自己診断結果を効果的に活用し、共通認識を培う。 ③ 学校基本方針に立ち返り、いじめ防止の取り組み評価・検証（PDCAサイクル）を行う。
アンケート ※別紙	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活アンケートを学期毎に実施し、結果を効果的に活用し、改善策を協議する。 ② 各学級での課題を担任だけで取り込むのではなく、学年教職員集団で共有化し、常に学年として取り組みを推進することでOJTを活性化させる。 <p>OJT(On the Job Training)・・・ 先輩教員が若手教員に対し具体的な仕事を通じて教職に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、習得させることにより力量を育成するすべての活動。</p>
教育相談	アンケート等で気になる児童については面談を行う。

第2章 いじめの未然防止

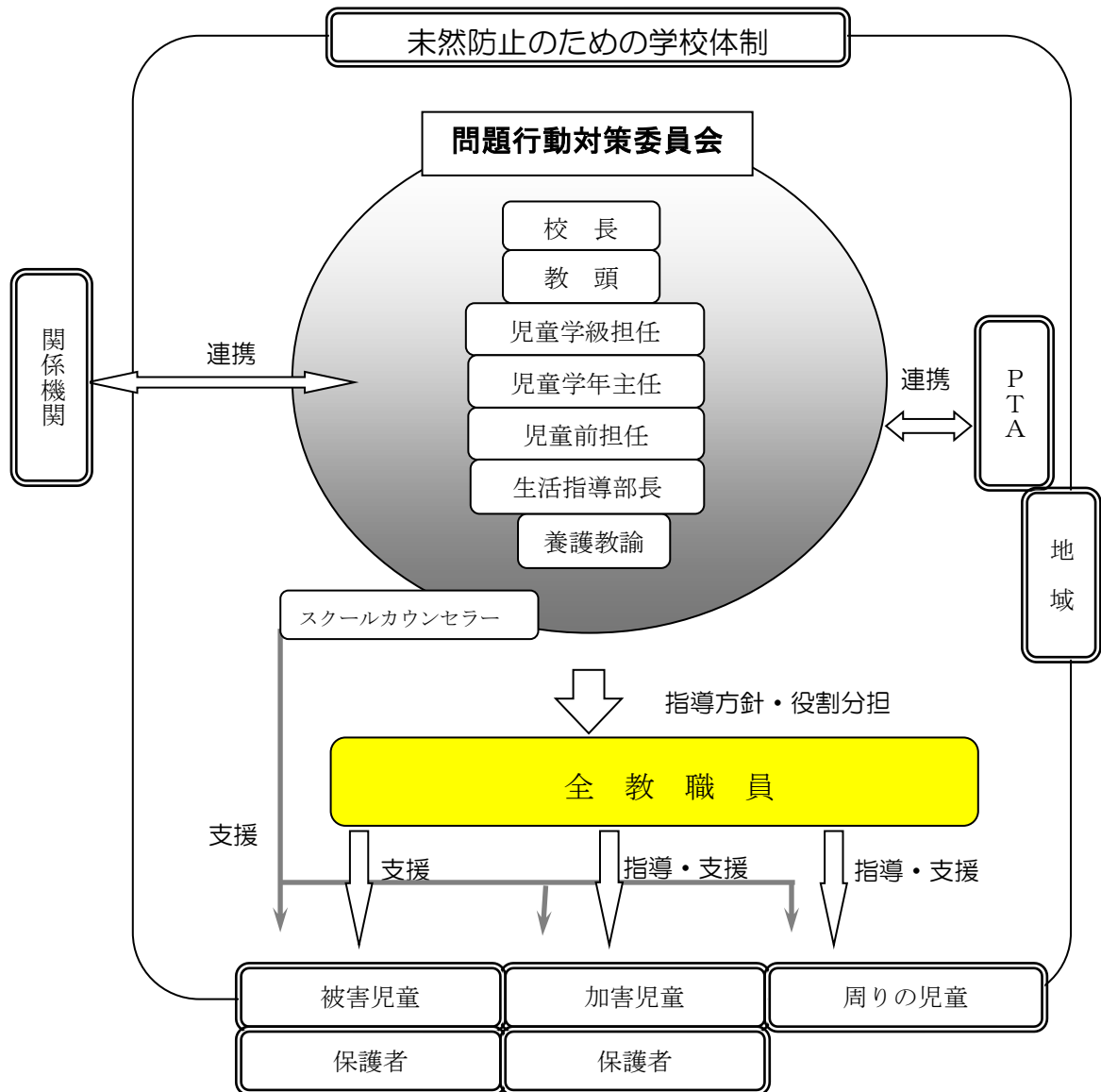
1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学年・学級自体が、徹底した人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。学校は、安全で、安心して学びあえるところであり、居場所のある学級でなければならない。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識を持って、総合的に推進する。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成し、計画的に積み上げていくことが重要である。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また、アンケート（年間3回）や教育相談、日常の会話の中で情報を得たり、カウンセリングマインドで児童に寄り添い心の健康を保てるように努める。

【指導体制・教育相談体制】



2. いじめの未然防止のための取組み

(1) 平素から教職員自身がいじめに対する認識を深めるとともに、鋭い人権感覚・感性を身につけることを大切にする。加えて、一人で抱え込まず、学年・学校として情報の共有を行うものとする。

(2) 平素より児童に対して、自己肯定感や自己有用感を身につける取組みを推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に並び、全教職員が共通認識を持って、児童の育みを総合的に推進する。

【ex. 褒めあう・認め合う活動、意見・気持ちを伝え合う活動、振り返り】

(3) いじめの生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、常に、児童に寄り添い、児童の気持ちと重ねる指導を行う。また、児童一人ひとりが活躍できる人間関係づくりを積極的に推進する。加えて、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、あやまった指導がないように、教職員は、常に指導方法の振り返りを行うものとする。

【アンケート、面談、ストレスマネジメントの学習】

(4) 性同一性障害等に対するいじめの未然防止のための職員への理解の促進、特性を踏まえた適切な支援が必要である。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多いことを教職員自らが認識することが大切である。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することも認識する必要がある。

それゆえ、教職員には、何気ない児童の言動の中に小さな変化や危険信号が存在する可能性のあることや、児童の切なる心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、当たり前のことを当たり前でできるよりよい集団にしていこうとする熱い思いと行動力が必要である。

2. 早期発見のための取組み

(1) 実態把握の方法として、学期ごとに生活アンケートをとり、児童の声を聴くとともに、アンケート期間に全ての教職員が各教室で、いじめについての講話を行い、学校として気づきやチェックを行うしかけをする。

(2) 教職員自身が常に学級児童・学年児童の状況を把握するとともに、保護者や地域住民からの情報提供をもらえる信頼関係を築くことを大切にする。

(3) 同じ学級・同じ学年の児童からの情報提供や相談事案に対して、教職員は常に寄り添いながら相談を受けることを大切にする。個人情報については、取り扱い注意とする。

(3) 校長自らが、児童・保護者・地域に対して、いじめを許さないメッセージを発信するとともに全児童の顔と名前が一致し、常日頃の一人ひとりの状況を知るとともに、保護者から安心して相談される状況をつくりだす。また、定期的に体制を点検する。

第4章 いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であり、安心して学校に登校できる状況を可能な限り早急に条件整備・環境整備をする。また、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。さらに、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的計画的な指導が必要で

ある。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。また、ケースによっては、外部機関とも連携することも考える。

2. いじめ認知後における取組み

(1) いじめが疑われる情報がある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、全教職員と事象の共有化を図る。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年教職員および生活指導部長と管理職に報告し、事実関係の把握・情報収集・事実確認・報告・対応策の検討を行う。いじめの防止等の対策のための組織（問題行動対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会事務局に報告し、今後の方針を伝えるとともに教育委員会より指示を受ける。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、電話連絡で済ますのではなく、家庭訪問等により直接会って丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めらる。

3. いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、問題行動対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや羽曳野市役所子育て支援課の協力を得て対応を行う。

4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うとともに、必ず複数教職員で聴取するなどの配慮を行う。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者に事実の経過を報告するとともに協力を求め、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童

が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや羽曳野市子育て支援課の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校全体の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会や音楽等発表会、遠足等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「問題行動対策委員会」において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) 情報モラル教育を進めるため、社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力を育成する機会を設ける。

第5章 その他

1. いじめ防止基本方針の周知と見直しについて

毎年4月のPTA 総会・学校説明会において、このいじめ防止基本方針については、周知する。加えて、学校だよりや学校ホームページにおいても掲載する。また、学校協議会及びPTA 役委員会において学校における現状報告を行うとともに見直しの提案について協議を行うものとする。

また、生活アンケートについては、学期毎のアンケートの状況を勘案しながら見直しに着手するものとする。

いじめ事案が発生した場合は、問題行動への対応チャート（※別紙）を参考にして学校として統一した体制を整える。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

問題行動 5つのレベル

レベルⅠ

(◆いじめ、◇その他問題行動)

- ◆ことばによるからかい ◆無視 ◆攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
- ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等

レベルⅡ

(◆いじめ、◇その他問題行動)

- ◆仲間はずれ ◆悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
- ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

レベルⅢ

(◆いじめ、◇その他問題行動)

- ◆暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、悪質で被害が大きいもの)
- ◆暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
- ◇軽微な窃盗行為

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

レベルⅣ

(◆いじめ、◇その他問題行動)

- ◆重い暴力・傷害行為 ◆脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅤに至らないもの)
- ◇喫煙 ◇飲酒 ◇危険物の所持 ◇窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊
- ◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護・加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

レベルⅤ

(◆いじめ、◇その他問題行動)

- ◆重い脅迫・強要・恐喝行為
- ◇違法薬物の所持・販売行為 等

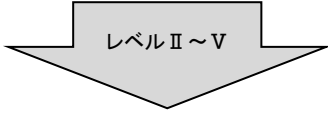
※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

※学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体を移して対応する。

問題行動 対応チャート

ねらい

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。



問題行動対策委員会の開催 (P6のフローチャート参照)
 メンバー：管理職・児童学級担任・児童学年主任・児童前担任・生活指導担当・養護教諭
 >必要に応じ、校長の判断でスクールカウンセラー等を加えることが可
 ☆役割分担(児童からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等)
 ☆状況の把握…事実を時系列で整理【記録】
 ☆対応方針の確認

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。《報告書の提出》

レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ	レベルⅤ
管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行う	管理職・生徒指導部(担当)を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行う	警察や関係機関と連携して校内での指導を行う	学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行う	学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体を移して対応する。



SC、SSW との連携

関係機関への報告・相談・派遣要請



留意事項

- >対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、必要に応じて関係機関と連携を図ることが考えられる。
- >いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- >児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。